

職場の「熱中症」予防対策は十分ですか？

次の「自主点検表」でチェックして再確認して下さい！

～夏場に多い熱中症を予防しましょう!!～

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン ～平成29年9月末まで」
(厚生労働省の実施要綱に基づく「各事業場の実施事項」)

■平成29年4月末までの「準備期間」中に実施すべき事項について

- WBGT値（暑さ指数）を把握するための準備
 - JIS Z 8504 又は新 JIS B 7922 の「WBGT値測定器」の準備をされましたか
 - 容易に持ち運べるものですか
 - 黒球のない測定器ではありませんか（JIS規格適合品でないため、屋外・輻射熱作業場ではWBGT値より低い値が表示されるので不可です）
 - 作業計画の策定等
 - 夏期の暑熱環境での「作業中止」を計画されましたか
 - 一定時間ごとに「休憩時間」の確保対策を入れましたか
 - 計画には、「熱への順化期間」を設けるなどの配慮をされましたか
 - 上記により「作業計画」を策定されましたか
 - 設備対策の検討
 - WBGT値が基準値を超えるおそれの場所での作業はありますか
 - ある場合は、
 - 「簡易屋根の設置」を検討されましたか
 - 「通風又は冷房設備の設置」を検討されましたか
 - 「ミストシャワー等の散水設備の設置」を検討されましたか
 - 休憩場所の確保の検討
 - 作業場近くに「休憩場所」設置又は「日陰等の涼しい休憩場所の確保」を検討されましたか
 - 「休憩場所」は「臥床できる広さ」のあるものですか
 - 服装等の検討
 - 「透湿性と通気性の良い服装」の準備を検討されましたか
 - 上記の機能を有する「身体を冷却する服」の着用も検討されましたか
 - 直射日光下の作業では「通気性の良い帽子・ヘルメット」等の準備を検討されましたか
 - 教育研修の実施
 - 「各級管理者教育」を実施されましたか
 - 「労働者教育」を実施されましたか
 - 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立
 - 作業管理者で教育研修修了者等の「熱中症について十分な知識を有する者」から、「熱中症予防管理者」を選任しましたか
 - 「事業場の熱中症予防の責任体制」の確立をされましたか

■平成29年5月～9月までの「キャンペーン期間」中に実施すべき事項

- WBGT値の把握
 - JIS Z 8504 又は新 JIS B 7922 の「WBGT値測定器」で随時に測定されましたか

WBGT値（暑さ指数）の評価

- ・WBGT値が基準値を超え又は超えるおそれのある場合、WBGT値の低減として、次の「①～③」までの対策を講じられましたか

① 作業環境管理

WBGT値の低減等⇒WBGT値が基準値を超えるおそれの場所での作業は、

- 1「簡易屋根の設置」
- 2「通風又は冷房設備の設置」
- 3「ミストシャワー等の散水設備の設置」

の対策をされましたか

休憩場所の整備等

- 作業場近くに「休憩場所」設置又は「日陰等の涼しい休憩場所の確保」をされましたか
- その「休憩場所」は「臥床できる広さ」のあるものですか
- 氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の「身体を適度に冷やす物品及び設備」を設置されましたか
- 水分・塩分補給を定期的かつ容易にするため、「飲料水、スポーツドリンク等」を備えましたか

② 作業管理

作業時間短縮等

- WBGT基準値を大幅に超える時は、「作業禁止」とされましたか
- WBGT基準値を大幅に超える時の場所で、やむを得ず作業を実施する際に、次の措置を行いましたか
 - 単独作業を控え、休憩時間を長めに設定されましたか
 - 作業中に、心拍数・体温・尿回数と色等の「身体状況」、「水分・塩分の摂取状況」を、頻繁に確認されましたか
- 夏期の暑熱環境での「作業中止」を実施されましたか
- 一定時間ごとに「休憩時間」を確保されましたか
- 「熱への順化期間」を設けるなどの配慮をされましたか

水分・塩分の摂取

- 作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取を徹底されましたか
- そのために、「摂取確認表作成」、「作業巡視で確認」など「定期的な摂取の徹底」を実施されましたか
- 高齢者、疾患者及び塩分等の摂取制限を受けている方に対し、主治医や産業医等と相談されましたか

服装等

- 「透湿性と通気性の良い服装」を着用させましたか
- 上記の機能を有する「身体を冷却する服」を着用されましたか
- 直射日光下の作業は、「通気性の良い帽子・ヘルメット」等の着用をされましたか

③ 健康管理

健診結果による対応等

- 次の疾病を有する方には、医師等の意見による配慮（作業の可否、就業場所変更、作業転換等）されましたか
⇒例示：①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係疾患
⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒等 ⑧下痢等

日常の健康管理等

- 睡眠不足、体調不良、前日の多量飲酒、当日の朝食未摂取などの方への「熱中症予防指導と作業配置換え」などの健康管理をされましたか

労働者の健康状態の確認

作業開始前の確認、作業巡視の声掛けなどでの「身体の状態確認」や「複数者による作業時の相互状況の確認」をされましたか

労働衛生教育

次の熱中症予防の教育研修を「キャンペーン期間中」に実施されましたか

熱中症の教育研修の実施

「各級管理者」教育を実施されましたか

「労働者」教育を実施されましたか

異常時の措置

作業者本人やその周囲の者が、熱中症としての「異変」を感じたことがありますか

その場合に、

体温測定、 水分など体温を減少させる措置、 病院搬送や救急隊要請を実施されましたか

熱中症予防管理者の業務

当該管理者に、次の業務を行わせましたか

WBGT値が基準値を超えるおそれの場所での作業について、次の措置を実施させましたか

1 「簡易屋根の設置」

2 「通風又は冷房設備の設置」

3 「ミストシャワー等の散水設備の設置」

あらかじめ各労働者の「熱順化状況」を確認しましたか

朝礼時等の作業開始前に、体調確認をされましたか

WBGT値の測定結果の確認とその結果に応じた作業中止又は中断をされましたか

職場巡視による水分・塩分摂取の確認をされましたか

■平成 29 年 7 月の「重点取組期間」中の実施事項

作業環境管理

次の措置を「再確認し必要な追加対策」を行われましたか

WBGT値の低減等

WBGT値が基準値を超えるおそれの場所での作業は、

1 「簡易屋根の設置」

2 「通風又は冷房設備の設置」

3 「ミストシャワー等の散水設備の設置」

の対策を実施されましたか

作業管理

7 月の梅雨明け時等において、WBGT値が急激に上昇した場合に、

WBGT値に応じて、作業中断・短縮・休憩時間確保の徹底をされましたか

水分・塩分の積極的な摂取、熱中症予防管理者によるその確認の徹底をされましたか

健康管理

睡眠不足、体調不良、前日の多量飲酒、当日の朝食未摂取などの者への「作業開始前確認」と「巡視頻度を増やす」ことを実施されましたか

労働衛生教育

7 月中に「重点的教育」として、「熱中症予防教育」を実施されましたか

異常時の措置

異常時に「病院等への緊急連絡網により搬送」又は「救急隊」を要請しましたか

以上